

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 82 号

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「使用日の2箇月前の」を「別表第1に掲げる」に改める。

第4条中「別表」を「別表第2」に改める。

別表舞台設備の項中「1, 720」を「2, 580」に, 「470」を「700」に, 「150」を「220」に, 「830」を「1, 240」に, 「260」を「390」に, 「2, 090」を「3, 130」に改め, 同表音響設備の項中「1, 830」を「2, 740」に, 「3, 660」を「5, 490」に, 「830」を「1, 240」に, 「4, 190」を「6, 280」に, 「2, 880」を「4, 320」に, 「1, 360」を「2, 040」に改め, 同表映写設備の項中「2, 610」を「3, 910」に, 「1, 570」を「2, 350」に改め, 同表照明設備の項中「560」を「840」に, 「410」を「610」に, 「2, 880」を「4, 320」に, 「740」を「1, 110」に, 「1, 490」を「2, 230」に, 「6, 910」を「10, 360」に改め, 同表ピアノの項中「6, 280」を「9, 420」に改め, 同表展示パネルの項中「150」を「220」に改め, 同表備考2中「練習」を「会館で行う催物の準備, 練習等」に改め, 同表を別表第2とし, 同表の前に次の1表を加える。

別表第1 (第2条関係)

使用日の属する月	受付を開始する日
4月及び5月	2月1日
6月及び7月	4月1日
8月及び9月	6月1日
10月及び11月	8月1日
12月及び翌年1月	10月1日
2月及び3月	12月1日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市醍醐交流会館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日以後の使用に係る使用料でこの規則の公布の日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

(都市計画局都市企画部都市総務課)